TSU NEWS 1

2025龍王桜マラソン＆ウォーキング大会(32回)
交通規制のお知らせ

問い合わせ　芸濃総合支所地域振興課　☎266-2510　FAX266-2522

4/13日　8:45~12:30
芸濃町河内地内

龍王桜マラソン＆ウォーキング大会の開催に伴い、芸濃町河内地内(瀬野橋～落合橋)を通行止めにします。ご理解、ご協力をお願いします。

TSU NEWS 2

津市オリジナル交通系ＩＣカード「シルバーエミカ」
令和７年度のポイントチャージは４月25日金から

問い合わせ　高齢福祉課　☎229-3156　FAX229-3334　各総合支所市民福祉課(福祉課)

対　象　令和６年度(令和６年４月１日～令和７年３月31日)にシルバーエミカの乗車ポイントを利用した人

受付時間　８時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付場所　高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

持ち物　本人の氏名が記入されたシルバーエミカ、マイナンバーカード(電子証明書の更新手続きをした人のみ)

チャージについて　令和７年度は、お持ちのシルバーエミカに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含め2,500ポイント(１ポイント１円相当)を上限に、令和６年度に使用したポイント数をチャージする予定です(市議会審議中)。

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合はチャージができませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行ってください。チャージは更新手続きの翌日以降に可能となります。

TSU NEWS 3

納税管理人の選任をお忘れなく
国外転出するときの個人住民税手続き

問い合わせ　市民税課　☎229-3130　FAX229-3331

個人住民税は、１月１日(賦課期日)現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は津市に納めることになります。

特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要になる場合がありますので「納税管理人申告書」に必要事項を記入し、市民税課へ提出してください。

また、津市へ再転入した際も納税管理人の廃止のため、同申告書を提出してください。

納税管理人の届け出がないと公示送達※を行うことがありますのでご注意ください。

※市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類が送達がされたと見なすこと

■納税通知書が送付される前に出国する人

納税管理人の選任が必要です。

■納税通知書が送付された後に出国する人

納付方法		納税管理人の選任
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)		必要
給与からの引き落とし(給与特別徴収)		必要 ※出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や退職時に全額を一括で納めた場合は不要